

自動車保険をご契約いただくお客様へ 重要事項説明書

2025年1月1日以降保険始期契約用

楽天損害保険株式会社

※申込書等への署名または記名・捺印
(または弊社所定の画面での確認)は、
この書面の受領印を兼ねています。

この書面では、自動車保険に関する 重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等) についてご説明しています。

- ご契約前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。
- ご契約者と記名被保険者・車両所有者(車両保険をセットしている場合)が異なる場合には、この書面に記載の事項を、記名被保険者・車両所有者の方に必ずご説明ください。
- この書面では、個人用自動車保険および総合自動車保険について記載しています。個人用自動車保険は、記名被保険者が個人の方専用の自動車保険で、対象となる自動車の用途車種は自家用8車種となります。

※所有・使用する自動車の総付保台数^[注]が10台以上のご契約者(フリート契約者といえます。)の場合等は、ご契約の方法が異なることがあります。詳しくは取扱代理店または弊社にご相談ください。

[注] 他の保険会社(共済を除きます。)でご契約されている自動車を含みます。

→契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

→注意喚起情報

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる
事項等、特にご注意ください事項

- ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款および特約)」をご参照ください。
- ご契約の締結前に「ご契約のしおり(普通保険約款および特約)」の冊子をご希望の場合は、取扱代理店または弊社にご請求ください。なお、弊社ホームページのWeb約款でもご確認いただけます。

Web約款は右のコードから
アクセスできます。

※スマートフォン以外の携帯電話を除きます。



しおり

このマークがついた項目は、「ご契約のしおり
(普通保険約款および特約)」に記載されています。

この重要事項説明書に記載のない次の項目については、「ご契約のしおり(普通保険約款および特約)」をご参照ください。

- 団体扱・集団扱について
- 共同保険契約について
- お車の入替

など

保険用語のご説明

しおり

この書面で使用している保険用語のご説明です。なお、「ご契約のしおり(普通保険約款および特約)」において、より詳細なご説明等を行っている場合があります。この場合は、「ご契約のしおり(普通保険約款および特約)」の内容が優先されますのでご注意ください。

き 記名被保険者

保険証券等の「記名被保険者」欄に記載(または表示)されている方をいいます。法人の場合はその法人、個人の場合はご契約のお車を主に使用される方をいいます。なお、「記名被保険者」欄が空欄の場合は、「ご契約者」を記名被保険者とみなします。

こ ご家族

記名被保険者の配偶者、記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族または記名被保険者もしくはその配偶者の別居の未婚のお子様をいいます。

ご契約者(保険契約者)

ご契約の当事者(保険料を払い込みいただく方)で、保険契約上のさまざまな権利・義務を持たれる方をいいます。

し 自家用8車種

用途車種が、自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、自家用(小型・軽四輪)貨物車、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下・最大積載量0.5トン以下)および特種用途自動車(キャンピング車)に該当する自動車をいいます。

始期日

保険期間の開始日をいいます。

と 同居の親族

同一の家屋に居住する6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。なお、ここでいう「同居」とは同一の家屋に居住していることをいい、同一生計であることや扶養関係は問いません。

特約

普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する場合、その補充・変更の内容を定めたものです。

は 配偶者

婚姻の相手方をいい、内縁の相手方および同性パートナー^[注]を含みます。

[注] 戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。

ひ 被保険者

保険の補償を受けられる方をいいます。

ふ 普通保険約款

ご契約内容について、原則的な事項を定めたものです。

ほ 保険金

事故が発生した場合に、弊社がお支払いする補償額をいいます。

保険金額

ご契約いただいた保険で保険金をお支払いする事故が発生した場合に、弊社がお支払いする保険金の限度額(補償限度額)をいいます。

保険証券等

弊社所定の保険証券または弊社所定のインターネット上の契約情報画面をいいます。

み 未婚

これまでに婚姻歴がないことをいいます。

も 申込書等

弊社所定の保険契約申込書またはインターネットおよび弊社所定の機器等における契約申込画面をいいます。

よ 用途車種

「用途」とは、自家用・営業用(事業用)のお車の使用形態の区分をいいます。「車種」とは、普通乗用車、小型乗用車、普通貨物車、小型ダンプカー、バス等の自動車の区分をいいます。なお、用途車種の区分は、原則としてナンバープレートの分類番号および塗色に基づいて弊社が定める区分によります。



契約締結前におけるご確認事項



→ 契約概要

① 商品の仕組み

個人用自動車保険および総合自動車保険の基本となる補償、自動的にセットされる特約(自動セット特約)、セットすることができる特約(任意セット特約)は次のとおりです。なお、特約名称は、略称で記載されているものがあります。特約の正式名称は、「ご契約のしおり(普通保険約款および特約)」でご確認ください。

個人：個人用自動車保険のみ対象 **総合**：総合自動車保険のみ対象

	基本となる補償	セットできる主な特約
相手への賠償	対人賠償責任保険	
	対物賠償責任保険	対物超過修理費用補償特約 (個人用自動車保険自動セット)
自身・同乗者の補償	人身傷害保険	人身傷害死亡・重度後遺障害時緊急支援費用補償特約 (個人) (個人用自動車保険自動セット)
		人身傷害保険の車外危険補償特約
		搭乗者傷害特約(死亡・後遺障害)
		搭乗者傷害特約(部位・症状別払)
		搭乗者傷害特約(医療保険金日数払) (総合) [注1]
		搭乗者傷害医療保険金倍額払特約 [注2]
お車の補償	車両保険	車両全損時臨時費用補償特約 (個人用自動車保険自動セット)
		車両新車取得費用補償特約
		車両価額協定保険特約 (自動セット)
		車両保険無過失事故に関する特約 (個人用自動車保険自動セット)
		車両盗難補償対象外特約 [注3]

しおり

- 普通保険約款・特約一覧表
- 個人用自動車保険の補償内容
- 総合自動車保険(PAP)の補償内容
- ロードアシスタンスおよびご提供している主なサービス

[注1]
搭乗者傷害特約(死亡・後遺障害)とあわせてセットできます。ただし、搭乗者傷害特約(部位・症状別払)と同時にセットすることはできません。

[注2]
搭乗者傷害特約(部位・症状別払)とあわせてセットすることができます。

[注3]
総合自動車保険においては、二輪自動車・原動機付自転車の車両保険に自動セットされます。

■上記以外の主な特約

自動セット特約	任意セット特約
無保険車傷害特約	事故・故障時レンタカー費用補償特約
自損事故傷害特約	ファミリーバイク特約 [注6]
他車運転危険補償特約 [注4]	車内積載動産補償特約
ロードアシスタンス特約 [注5]	個人賠償責任補償特約
被害者救済費用等補償特約	自動車事故弁護士費用等補償特約
	ファミリー自転車傷害特約 (個人)

[注4]
他車運転危険補償特約(二輪自動車・原動機付自転車)を含みます。

[注5]
一部のフリート契約については任意セットになります。なお、この特約がセットされたご契約は、故障時緊急修理サービス等の無料サービスを受けることができます。詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款および特約)」をご参照ください。

[注6]
ファミリーバイク特約(自損傷害)およびファミリーバイク特約(人身傷害)をいいます。

② 基本となる補償および補償される運転者の範囲等

① 基本となる補償

基本となる補償は、次のとおり構成されています。また、保険金をお支払いする主な場合およびお支払いできない主な場合は次のとおりです。詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款および特約)」をご参照ください。

保険金をお支払いできない主な場合(全補償共通)

- 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ご契約のお車を競技・曲技のために使用すること、または、これらを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害 など

個人：個人用自動車保険 総合：総合自動車保険 ◎：必ずセットされます ○：オプションでセットできます

基本となる補償	個人	総合	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合	
相手への賠償	対人賠償責任保険	◎	○	ご契約のお車を運転中等の事故により他人の生命または身体を害し、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について被害者1名につきそれぞれ保険金額を限度に対人賠償保険金をお支払いします。なお、自賠責保険等により支払われるべき金額を超える部分に限りません。	次のいずれかに該当する方の生命または身体が害されたことによって被保険者が被った損害 ◆記名被保険者 ◆ご契約のお車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくはお子様 ◆被保険者の父母、配偶者もしくはお子様 ◆被保険者の業務に従事中の使用人 など
	対物賠償責任保険	◎	○	ご契約のお車を運転中等の事故により他人の財物に損害を与えたこと、または電車等を運行不能にさせたことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、1事故につき保険金額を限度に対物賠償保険金をお支払いします。	次のいずれかに該当する方の所有、使用もしくは管理する財物が滅失、破損もしくは汚損されたこと、またはそれらの方が所有、使用もしくは管理する電車等を運行不能にさせたことにより被保険者が被った損害 ◆記名被保険者 ◆ご契約のお車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくはお子様 ◆被保険者またはその父母、配偶者もしくはお子様 など
ご自身・同乗者の補償	人身傷害保険	◎	○	ご契約のお車に搭乗中の方等【注2】が事故により死傷した場合に、1名につきそれぞれ保険金額を限度に人身傷害保険金をお支払いします。	◆被保険者の故意または重大な過失によってその本人に生じた損害 ◆無免許運転、麻薬、危険ドラッグ等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合に、その本人に生じた死傷による損害 など
お車の補償	車両保険	○	○	偶然な事故によりご契約のお車に損害が生じた場合に、損害額(修理費等)から免責金額(自己負担額)を差し引いた額について、保険金額を限度に車両保険金をお支払いします。(全損の場合は免責金額を差し引かずにお支払いします。)	◆ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた損害 ◆欠陥・摩滅・腐し・よけ・さび、その他自然消耗、故障損害 ◆取り外された部分品・付属品に生じた損害、定着されていない付属品の単独損害、タイヤの単独損害、法令により禁止されている改造を行った部分品・付属品に生じた損害 ◆無免許運転、麻薬、危険ドラッグ等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合に生じた損害 など

※上記の保険金以外に、事故によって発生する費用のうち保険金としてお支払いするものがあります。

※被保険者は基本となる補償ごとに定めています。

■車両保険の種類と補償範囲について

車両保険の種類には、主に次の2つのタイプがあります。ご契約の種類により補償の範囲が異なりますので、内容をご確認のうえ、ご契約ください。

○：補償します ×：補償できません

事故例 種類	自動車との 接触・衝突	自動車による あて逃げ	火災・爆発・ 騒擾・台風・ 洪水・高潮	窓ガラスの 破損・落書き・ いたずら	盗 難 【注3】	単独事故・ 自動車以外の 他物との事故
一般車両保険	○	○	○	○	○	○
車対車+A	○	○	○	○	○	×

② 免責金額(自己負担額)

対物賠償責任保険および車両保険は、免責金額(自己負担額)を設定することができます。車両保険の免責金額の設定方式には次の2種類があり、いずれかの方式をお選びいただけます。【注4】

定額方式

2回目以降の事故に適用される免責金額が1回目の事故に適用される免責金額と同額である方式

→契約概要

→注意喚起情報

しおり

- 個人用自動車保険の補償内容
- 総合自動車保険(PAP)の補償内容

【注1】

人身傷害保険は、対人賠償責任保険とセットでご契約いただきます。

【注2】

自動車専用道路等においてご契約のお車を一時的に離れている方を含みます。ただし、サービスエリア等でご契約のお車を離れている場合などを除きます。

【注3】

「車両盗難補償対象外特約」をセットされた場合は、盗難による損害に対しては保険金をお支払いできません。

→注意喚起情報

【注4】

個人用自動車保険においては、対物賠償責任保険の免責金額(自己負担額)は0万円のみです。

増額方式

2回目以降の事故に適用される免責金額が1回目の事故に適用される免責金額より高い金額となる方式

ご契約に定められた免責金額については、申込書の免責金額欄をご確認ください。

3 主な特約の概要

特約には、保険種類やご契約条件に応じて自動的にセットされる自動セット特約と、ご契約時にお申出があり、弊社が引き受ける場合にセットされる任意セット特約の2種類があります。

自動セット特約	<ul style="list-style-type: none"> ●自損事故傷害特約 自賠責保険等で補償されない自損事故で、運転者、搭乗者またはお車の保有者が死傷された場合に、保険金をお支払いします。 ●無保険車傷害特約 賠償資力が十分ではない無保険車と衝突した場合などで、運転者や搭乗者が死亡または後遺障害を被った場合に、保険金をお支払いします。
任意セット特約	<ul style="list-style-type: none"> ●搭乗者傷害特約【注5】 ご契約のお車に搭乗中の方等が事故により死傷した場合に、1名につきそれぞれ定額で保険金をお支払いします。 ●人身傷害保険の車外危険補償特約 ご契約のお車以外の自動車に搭乗中や車外での自動車事故で死傷した場合であっても、人身傷害保険から保険金をお支払いします。【注6】 ●車両新車取得費用補償特約 ご契約のお車が事故(盗難を除きます。)により大きな損傷を被った場合に、新たなお車を取得されるか修理されるとき、新車価格保険金額を限度に保険金をお支払いします。この特約は保険期間の末日【注7】が、ご契約のお車の初度登録【注8】から61か月以内である場合にセットできます。

4 補償の重複に関するご注意

次の特約のご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(自動車保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。【注9】

補償が重複する可能性のある主な特約【注10】

個人賠償責任補償特約	ファミリーバイク特約(自損傷害)またはファミリーバイク特約(人身傷害)	自動車事故弁護士費用等補償特約	人身傷害保険の車外危険補償特約
------------	-------------------------------------	-----------------	-----------------

5 保険金額の設定

保険金額は、補償の種類ごとに決めるものと、あらかじめ決まっているものがあります。お客様が実際にご契約する保険金額については申込書等の保険金額欄等をご確認ください。

6 補償される運転者の範囲

補償される運転者の範囲(運転者の限定、運転者年齢条件)は次のとおりです。

運転者限定特約

運転者本人限定特約【注11】または運転者本人・配偶者限定特約をセットし、運転する方を限定した場合は、限定した方がお車を運転中の事故に限り、保険金をお支払いします。

運転者年齢条件

運転者年齢条件(年齢を問わず補償、21才以上補償、26才以上補償、35才以上補償【注11】を設定した場合は、運転者年齢条件を満たす方がお車を運転中の事故に限り、保険金をお支払いします。

○：補償します ×：補償できません

運転者限定特約	運転者の範囲			
	①記名被保険者	②①の配偶者	③①および②の同居の親族	④①～③以外の方
本人限定	○	×	×	×
本人・配偶者限定	○	○	×	×
運転者限定なし	○	○	○	○
運転者年齢条件	運転者年齢条件の適用対象			運転者年齢条件の適用対象外【注12】

7 保険期間および補償の開始・終了時期

- 保険期間：1年間(総合自動車保険のみ1年超の長期契約や1年未満の短期契約も可能)
- 補償の開始：始期日の午後4時(これと異なる時刻が申込書等に記載(または表示)されている場合は、その時刻)
- 補償の終了：満期日の午後4時

→契約概要

【注5】

搭乗者傷害特約(死亡・後遺障害)、搭乗者傷害特約(部位・症状別払)および搭乗者傷害特約(医療保険金日数払)をいいます。

【注6】

次の自動車に搭乗中の自動車事故を除きます。

- ①被保険者が所有または常時使用する自動車
(記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚のお子様所有または常時使用する自動車の場合は、別居の未婚のお子様自らが運転者として運転中の自動車)
- ②二輪自動車または原動機付自転車
(ご契約のお車が二輪自動車または原動機付自転車の場合を除きます。)

【注7】

保険期間が1年を超えるご契約の場合は、保険年度の末日とします。

【注8】

ご契約のお車が自家用軽四輪乗用車または自家用軽四輪貨物車である場合は、初度検査とします。

→注意喚起情報

【注9】

1契約のみに特約をセットした場合、廃車等によりご契約を解約したときや、ご家族の状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

【注10】

他車運転危険補償特約は、補償が重複する場合がありますが、除外して契約することはできません。

→契約概要

→契約概要

→注意喚起情報

【注11】

個人用自動車保険のみ選択することができます。

【注12】

④の方であっても、①～③のいずれかの方の業務に従事する使用者である場合は、運転者年齢条件の適用対象となります。また、記名被保険者が法人の場合は、運転者年齢条件を、運転する最も若い方の年齢にあわせて設定する必要があります。

→契約概要

→注意喚起情報

③ 保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料の決定の仕組み

保険料は補償内容、ご契約のお車の用途車種、使用目的等のほか、次のような要素から決定されます。お客様が実際にご契約する保険料については、申込書等の保険料欄をご確認ください。

等級別料率制度

- 所有・使用する自動車の総付保台数が9台以下のご契約者（ノンフリート契約者といいます。）に適用される制度で、1～20等級の区分、事故有係数適用期間によって保険料が割引・割増されます。この制度では、保険金をお支払いする事故の有無、事故内容、事故件数等により、継続契約の等級および事故有係数適用期間が決定されます。
- 初めてご契約する場合は6(S)等級になります。

複数所有新規

次の条件をすべて満たす場合は、7(S)等級が適用されます。

1. 既に自動車保険（他の保険会社または共済のご契約を含みます。）を契約し、2台目以降のお車について初めてのご契約であること。
2. 次の表中の条件を満たしていること。

既に契約している自動車保険 (1台目のご契約)	初めて契約する自動車保険 (2台目以降のご契約)	
等級 11等級以上であること。【注1】	記名被保険者 次のいずれかに該当し、かつ、個人であること。 ① 1台目のご契約の記名被保険者 ② ①の配偶者 ③ 「①または②」の同居の親族	ご契約のお車の所有者 次のいずれかに該当し、かつ、個人であること。 ① 1台目のご契約のお車の所有者 ② 1台目のご契約の記名被保険者 ③ ②の配偶者 ④ 「②または③」の同居の親族
用途車種	1台目のご契約のお車および2台目以降のご契約のお車の用途車種がいずれも家用8車種であること。	

記名被保険者年齢別料率

次の条件をすべて満たす場合は、始期日の記名被保険者の年齢に応じた記名被保険者年齢別料率区分の保険料が適用されます。

1. 記名被保険者が個人であること。
2. 運転者年齢条件を次の表中の条件で契約していること。

保険種類	運転者年齢条件
個人用自動車保険	21才以上補償、26才以上補償、35才以上補償
総合自動車保険	26才以上補償

型式別料率クラス制度

家用（普通・小型・軽四輪）乗用車の保険料は、自動車の型式ごとの事故発生状況等を反映した料率クラスを適用する仕組みとなっています。料率クラスは、補償の種類（対人賠償、対物賠償、人身傷害・搭乗者傷害、車両）ごとに、家用（普通・小型）乗用車の場合は、1～17クラスの17段階【注2】、家用軽四輪乗用車の場合は、1～7クラスの7段階【注2】で細分化され、過去の事故の実績により損害保険料率算出機構が決定し、毎年1月1日に料率クラスの見直しを行います。

- ご契約の際にオドメーター値をお申しいただいた日から過去1年間に走行した距離により、次の8つの走行距離区分に応じた保険料が適用されます。

走行距離区分	1,000km以下	7,000km超 9,000km以下
	1,000km超 3,000km以下	9,000km超 11,000km以下
	3,000km超 5,000km以下	11,000km超 16,000km以下
	5,000km超 7,000km以下	16,000km超

- 初めて自動車保険をご契約する場合や中断証明書を使用してご契約する場合は、上記8つの走行距離区分とは異なる「新規契約区分」が適用されます。

保険料の割引制度

次のような割引制度があります。

自動ブレーキ割引【注3】	新車割引	ゴールド免許割引【注4】
インターネット割引【注5】	無事故割引【注4】【注6】	

② 保険料の払込方法

ご契約時に直接保険料を払い込む方法（現金払、お振込み等）のほか、次の方法で保険料を払込みいただくことができます。ただし、ご契約内容によりご選択いただけない払込方法があります。なお、保険料の払込みに楽天ポイントを利用できる場合があります。詳しくは弊社ホームページ（<https://www.rakuten-sonpo.co.jp/>）をご覧ください。

主な払込方法	分割払		一時払
	月払	年払	
口座振替	○【注7】	○	○
クレジットカード	○【注7】	○	○

○：選択できます

※左記のほか、ご契約者の勤務または所属する団体などを通じて集金する団体扱や集団扱もありますが、ご加入には一定の条件があります。

■ご契約時に保険料を払い込む方法の場合

保険期間が開始した後でも、始期日から取扱代理店または弊社が保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては、保険金をお支払いできません。

③ 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料払込方法が口座振替またはクレジットカードの場合は、保険料払込期日までに保険料を払い込みください。保険料払込期日の翌月末日（口座振替の場合で、故意および重過失がないときは翌々月末日）までに保険料の払込みがない場合、保険料払込期日の翌日以降に発生した事故（初回保険料の場合は、始期日以降に発生した事故）に対しては保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合があります。【注8】

④ 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

→ 契約概要

しおり

- 保険料の決定の仕組み
- 保険料のお支払いについて

【注1】

弊社長期契約の場合、みなし等級で判断します。

【注2】

数値が大きいほど保険料が高くなります。

【注3】

自動ブレーキ装置が装着されている家用（普通・小型・軽四輪）乗用車で、かつ、型式発売年月が所定の期間内にある場合に適用されます。

【注4】

個人用自動車保険のみ対象となります。

【注5】

インターネットを經由してご契約をお申込みする個人用自動車保険のみ対象となります。

【注6】

前契約（他の保険会社または共済のご契約を含み、保険期間は1年以上に限りません。）において、事故（ノーカウント事故を除きます。）がない場合に適用されます。

→ 契約概要

→ 注意喚起情報

【注7】

月払の保険料は、一時払や年払に比べ、5%の割増が適用されます。なお、一定の条件を満たす場合、割増のない月払を適用することができます。

→ 注意喚起情報

【注8】

団体扱または集団扱等、払込方法によっては取扱いが異なる場合があります。

→ 契約概要



契約締結時におけるご注意事項



1 告知義務(申込書等の注意事項)

ご契約者、記名被保険者および車両保険の被保険者には「告知義務」があり、取扱代理店には「告知受領権」があります。告知義務とは、ご契約時に「告知事項」について、事実を正確にお知らせいただく義務のことです。告知事項とは、危険に関する重要な事項として弊社が告知を求めるもので、申込書等に記載(または表示)された内容のうち、★または☆などが付された項目のことです。この項目が、事実と異なる場合、または事実を告知しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。申込書等の記載(または表示)内容を必ずご確認ください。

■主な告知事項

記名被保険者・ 記名被保険者の 生年月日	記名被保険者は、対人・対物賠償責任保険や人身傷害保険の被保険者の範囲等を決めるための重要な事項です。ご契約のお車を主に使用される方【注1】1名を選んで、申込書等にご記入(またはご入力)ください。【注2】 また、記名被保険者の生年月日を正しくご記入(またはご入力)ください。始期日時点の記名被保険者の年齢によって保険料が異なる場合があります。											
記名被保険者の 運転免許証の色 (個人用自動車保険のみ)	始期日において有効な、記名被保険者の運転免許証の色(ゴールド、ブルーまたはグリーン)をご確認いただき、申込書等にご記入(またはご入力)ください。ゴールド免許の場合、保険料が割引になります。											
お車の使用目的 (個人用自動車保険のみ)	ご契約のお車の使用実態に従って、「業務使用」「通勤・通学使用」「日常・レジャー使用」の3つの区分のうち該当する使用目的を申込書等にご記入(またはご入力)ください。使用目的によって保険料が異なります。											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用目的</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日常・レジャー使用</td> <td>「業務使用」および「通勤・通学使用」のいずれにも該当しない場合</td> </tr> <tr> <td>通勤・通学使用</td> <td>「業務使用」に該当せず、運転する方がご契約のお車を年間を通じて【注3】月15日以上、運転者本人が自らの通勤・通学【注4】に使用する場合</td> </tr> <tr> <td>業務使用</td> <td>ご契約のお車を年間を通じて【注3】月15日以上業務(仕事)に使用する場合</td> </tr> </tbody> </table>	使用目的	基準	日常・レジャー使用	「業務使用」および「通勤・通学使用」のいずれにも該当しない場合	通勤・通学使用	「業務使用」に該当せず、運転する方がご契約のお車を年間を通じて【注3】月15日以上、運転者本人が自らの通勤・通学【注4】に使用する場合	業務使用	ご契約のお車を年間を通じて【注3】月15日以上業務(仕事)に使用する場合			
	使用目的	基準										
	日常・レジャー使用	「業務使用」および「通勤・通学使用」のいずれにも該当しない場合										
通勤・通学使用	「業務使用」に該当せず、運転する方がご契約のお車を年間を通じて【注3】月15日以上、運転者本人が自らの通勤・通学【注4】に使用する場合											
業務使用	ご契約のお車を年間を通じて【注3】月15日以上業務(仕事)に使用する場合											
自動ブレーキ装置	ご契約のお車の自動ブレーキ装置の有無を、申込書等にご記入(またはご入力)ください。(自動ブレーキ割引の対象となる用途車種・型式の場合)											
前年走行距離区分 (個人用自動車保険のみ)	ご契約の際にオドメーター値をお申し出いただいた日から過去1年間に走行した距離を次の8つの走行距離区分の中からいずれかをご記入(またはご入力)ください。ただし、初めて自動車保険をご契約する場合や中断証明書を使用してご契約する場合は、「新規契約区分」になります。											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>走行距離区分</th> <th>1,000km以下</th> <th>7,000km超 9,000km以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1,000km超 3,000km以下</td> <td>9,000km超 11,000km以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,000km超 5,000km以下</td> <td>11,000km超 16,000km以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000km超 7,000km以下</td> <td>16,000km超</td> </tr> </tbody> </table>	走行距離区分	1,000km以下	7,000km超 9,000km以下		1,000km超 3,000km以下	9,000km超 11,000km以下		3,000km超 5,000km以下	11,000km超 16,000km以下		5,000km超 7,000km以下
走行距離区分	1,000km以下	7,000km超 9,000km以下										
	1,000km超 3,000km以下	9,000km超 11,000km以下										
	3,000km超 5,000km以下	11,000km超 16,000km以下										
	5,000km超 7,000km以下	16,000km超										
オドメーター値 (個人用自動車保険のみ)	ご契約の際にお申し出いただいたオドメーター値(積算走行距離)【注5】を1km単位で、申込書等にご記入(またはご入力)ください。											
前契約の情報	前契約がある場合は、前契約の引受会社名、保険始期・保険終期(または解約・解除日)、証券番号、ノンフリート等級、事故有係数適用期間、事故の有無、事故件数をご記入(またはご入力)ください。											

→注意喚起情報

しおり

- 申込書等のご確認について
- 契約申込みの撤回等(クーリングオフ)について

【注1】

「主に使用される方」とは、ご契約のお車を事実上自分の所有物とし、自由に支配・使用している方をいいます。

【注2】

主に法人で使用されるお車の場合は、主に使用される法人を記名被保険者としてください。

【注3】

「年間を通じて」とは、始期日時点(保険期間の途中で使用目的が変更になった場合はその時点)以降1年間をいいます。

【注4】

「通勤・通学」には、最寄駅等への送迎を含みません。

【注5】

お車が製造されてから現在までの積算走行距離を示す計器です。数値をリセットできるトリップメーターとは異なります。

→注意喚起情報

〈クーリングオフ書面記載例〉
宛先

102-0074	東京都千代田区九段南2-3-14 靖国九段南ビル
楽天損害保険株式会社 お客様相談センター 行	

書面

下記の保険契約を
クーリングオフします。

申込人住所: ○○○○○○○○
申込人氏名: ○ ○ ○ ○
電話番号: ○○-○○○-○○○
契約申込日: ○○年○月○日
保険種類: ○○○○保険
証券番号: ○○○○○○○○○○
(または領収証番号:○○○○○○○○○○○)
取扱代理店・仲立人名: ○○○○

2 クーリングオフ(クーリングオフ説明書)

- 保険期間が1年を超えるご契約については、ご契約のお申込み後であっても、お申込みの撤回またはご契約の解除(以下、「クーリングオフ」といいます。)を行うことができます。お申し出いただける期間は、ご契約のお申込日または本書面の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内です。この期間内に必ず、弊社「お客様相談センター」宛に書面を郵送(8日以内の消印有効)いただくか、弊社ホームページ掲載の「お問い合わせフォーム」でご通知(8日以内の発信日有効)ください。なお、次のご契約は、クーリングオフができませんので、ご注意ください。

- ◆ 保険期間が1年以下のご契約
- ◆ 第三者の担保に供されているご契約
- ◆ 質権設定されたご契約
- ◆ 営業または事業のためのご契約
- ◆ 法人または社団・財団等が締結したご契約
- ◆ 通信販売により申し込まれたご契約

- クーリングオフの場合には、既に払い込みいただいた保険料はお返しいたします。また、弊社および取扱代理店・仲立人は、クーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求いたしません。ただし、クーリングオフ対象期間における保険金の支払責任を保険会社が負っていることから、始期日から解除日までの期間に相当する保険料を日割にて払い込みいただくことがあります。

<お問い合わせフォーム>

<https://www.rakuten-sonpo.co.jp/contact/tabid/233/Default.aspx>

お問い合わせフォームの「お問い合わせ内容」欄に必要事項(※)を入力の上、送信ください。
(※必要事項は、〈クーリングオフ書面記載例(書面)〉に記載している事項と同じです。)





契約締結後におけるご注意事項



① 通知義務

ご契約後、申込書等に記載(または表示)された☆などにより示されている項目(通知事項)に変更が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または弊社にご通知ください。ご通知がなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

■主な通知事項

- ・記名被保険者の個人・法人区分の変更
- ・ご契約のお車の登録番号(ナンバープレート)、用途車種の変更
- ・ご契約のお車の使用目的の変更(個人用自動車保険のみ)
- ・ご契約のお車の、レンタカー⇄レンタカー以外、または教習車⇄教習車以外の変更
- ・ご契約のお車の主な使用地の変更(沖縄⇄沖縄以外の変更)
- ・ご契約のお車の自動ブレーキ装置の有無の変更(自動ブレーキ割引の対象となる用途車種・型式の場合)

また、ご契約後、次の事実が発生する場合には、ご契約内容の変更が必要となります。直ちに取扱代理店または弊社にご通知ください。

- ◆ご契約者または記名被保険者が変更となる場合
- ◆保険証券等記載の住所または連絡先【注】が変更となる場合
- ◆改造や付属品の装着などによりご契約のお車の時価が著しく増加する場合
- ◆保険金額の変更や特約の追加・削除等契約条件を変更する場合
- ◆運転者の範囲(運転者の限定、運転者年齢条件)を変更する場合
- ◆ご契約のお車の入替の場合
- ◆ご契約のお車の譲渡の場合
- ◆所有・使用する自動車の総付保台数が10台以上となった場合
- ◆上記のほか、ご契約内容に変更がある場合

② 解約返れい金

ご契約を解約する場合は、取扱代理店または弊社に速やかにお申出ください。

- ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を、解約返れい金として返還します。なお、ご契約のお車を廃車した場合であっても、解約日は廃車日ではなく、解約のお申出日以降となります。
- 解約の条件および解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還します。解約返れい金は、保険料の払込方法や解約事由により異なります。
- 始期日から解約日まで期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加でご請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約が解除された場合には、原則としてご契約の等級を継承できません。
- 分割払の場合、解約手続きのタイミングにより、解約日以降の保険料が引き落とされることがあります。解約時点で未収保険料がない場合、引き落とされた保険料は返還します。

③ ご契約の中断制度

継続してご契約しない場合または解約した場合、そのご契約の等級および事故有係数適用期間は、次契約に継承されません。ただし、次のような場合で、所定の条件を満たすときは、中断日(ご契約の満期日または解約日)の翌日から13か月以内に中断証明書の発行をお申し出いただくことにより、等級および事故有係数適用期間を継承することができます。

- ◆廃車・譲渡・リース業者への返還などで保険期間の途中でご契約のお車を手放した場合
- ◆盗難等によりご契約のお車が滅失した場合
- ◆一時抹消登録によりご契約のお車を使用しなくなった場合
- ◆ご契約のお車が車検切れとなった場合
- ◆記名被保険者の海外渡航などによりご契約を一時的に中断した場合

など



その他ご留意いただきたいこと

① 取扱代理店の権限

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、お客様からの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付およびご契約の管理等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店との間で有効に成立したご契約は、弊社と直接ご契約されたものとなります。

→注意喚起情報

しおり

●通知義務と通知事項等

【注】

メールアドレスをご登録いただいている場合は、メールアドレスを含みます。

→契約概要

→注意喚起情報

しおり

●保険契約の解約と解約返れい金

→注意喚起情報

しおり

●ご契約を中断した場合の等級

→注意喚起情報

② 保険会社破綻時等の取扱い

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、弊社も加入しています。自動車保険は「損害保険契約者保護機構」の対象なので、引受保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

③ 個人情報の取扱い

お客様の個人情報に関しましては、お預かりした個人情報を適切に取扱うとともに、その安全管理に努めます。詳しくは、「個人情報のお取扱いについて」をご参照ください。

なお、「個人情報のお取扱いについて」は、弊社ホームページ(<https://www.rakuten-sonpo.co.jp/>)からもご覧いただけます。

④ 重大事由による解除

この保険契約では、次のいずれかに該当する事由等がある場合には、ご契約を解除することや保険金をお支払いできないことがあります。

- ◆ご契約者、被保険者または保険金受取人が、保険金を支払わせる目的で事故を起こした場合
- ◆ご契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ◆被保険者または保険金受取人が、保険金の請求について詐欺を行った場合

⑤ ご契約のお引受け

前契約の事故件数、ご契約の等級、その他事故の発生状況等により、ご契約のお引受けまたはご継続をお断りすることや、ご希望の条件と異なるご契約条件でのお引受けをさせていただくことがあります。

⑥ 事故が起こった場合

保険金の請求を行うときは、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか、「ご契約のしおり(普通保険約款および特約)」に記載の書類等をご提出いただくことがあります。

⑦ 保険金の請求について

- 保険金請求権は、時効(3年)がありますのでご注意ください。
- 事故により保険金を受領された後、その保険金を全額弊社に返還されたとしても、その事故は保険事故として取り扱いますのでご注意ください。[\[注\]](#)

→注意喚起情報

しおり

- 保険会社破綻時等の取扱い

→注意喚起情報

しおり

- 保険契約の重大事由による解除

→注意喚起情報

しおり

- 必要書類をご提出ください

しおり

- 必要書類をご提出ください

[注]
自動車メーカー等によるリコールが原因の場合を除きます。

弊社への保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は
お客様相談センター

0120-115-603

- 受付時間:午前9時～午後6時(年末年始は除きます。)
- 携帯電話からもご利用いただけます。
- 一部のお手続きは、当社の委託先が承ります。

事故の受付は
「楽天保険の総合窓口あんしんダイヤル」または「取扱代理店」へ
楽天保険の総合窓口あんしんダイヤル

0120-120-555

- 受付時間:24時間・365日
- 携帯電話からもご利用いただけます。

弊社との間で問題を解決できない場合には **→注意喚起情報**
(指定紛争解決機関)

**一般社団法人日本損害保険協会
そんぽADRセンター**

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

0570-022808 (有料)

ナビダイヤル
[全国共通] ○受付時間:平日午前9時15分～午後5時
(土日・祝日および12/30～1/4は除きます。)

- ※ナビダイヤルでは、各電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんので、ご注意ください。
- ・携帯電話からも利用できます。電話リレーサービス、IP電話からは以下の直通電話番号へおかけください。
(東京) 03-4332-5241 (近畿) 06-7634-2321
- ・おかけ間違いにご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/>)

個人情報のお取扱いについて

- この保険契約に関するお客様の情報を、適切な契約のお引受け、円滑な保険金のお支払い、付帯サービスのご提供のほか、次の目的のために業務上必要な範囲内で利用いたします。
 - 弊社の商品の販売・サービスの提供、保険契約の管理
 - 弊社の提携先企業の商品・サービスに関する情報の案内
- 弊社は、「個人情報の保護に関する法律」その他法令等で認められた範囲内で、この保険契約に関するお客様の情報を第三者に提供することがあります。
- 次の(1)から(4)までの取扱いに限定して、弊社はこの保険契約に関するお客様の情報を第三者および業務委託先に提供することがありますので、ご同意のうえお申し込みください。なお、ご同意いただけない場合は、この保険契約をお引き受けすることはできません。
 - 前記1.における弊社の提携先企業への提供
 - 再保険契約の締結や再保険金の請求等のための再保険会社への提供
 - 保険制度の健全な運営を確保するため、また、不正な保険金請求を防止するために、次に掲げる損害保険会社等の間での確認・共用
 - この保険契約に関する事項について一般社団法人日本損害保険協会および損害保険料率算出機構に登録し、損害保険会社等の間で共用いたします。
- ご契約のお引受けや管理、保険金支払いのご案内等のために、お客様の連絡先へメールやSMS(ショートメッセージサービス)にて、ご連絡(配信)することがあります。
- 弊社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス等につきましては、弊社ホームページ(<https://www.rakuten-sonpo.co.jp/>)をご覧ください。
 - 事故発生の際、この保険契約および保険金請求に関する事項について損害保険会社等間で確認いたします。
※詳細につきましては一般社団法人日本損害保険協会のホームページ(<https://www.sonpo.or.jp/>)をご覧ください。
 - 利用目的の達成に必要な範囲内において、弊社代理店を含む業務委託先への提供

楽天損害保険株式会社